

○山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱

平成27年6月1日告示第86号

山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施の推進に当たり、本市のまちづくりに関する識見を有する市民等から意見を聴取するため、山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定及び変更に係る検討に關すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に關すること。
- (3) その他地方創生に關し必要な事項に關すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民自治組織関係者
- (2) 社会福祉関係団体の役職員
- (3) 商工関係団体の役職員
- (4) 農林水産業関係団体の役職員
- (5) 観光業関係団体の役職員
- (6) 金融機関関係者
- (7) 労働者関係団体の役職員
- (8) 報道機関関係者
- (9) 副市長
- (10) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第2号から第5号及び第9号に規定する役職にあった委員が当該職を離れたときは、同時に委員の職を失う。

(座長及び副座長)

第4条 戰略会議に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長は、副市長をもってこれに充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 戰略会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 戰略会議の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。**附 則**

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。